鳥取県警察本部長告示　第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の２第２項及び鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成４年鳥取県公安委員会規則第１号）の規定に基づき、次のように聴聞を行うので公示する。

令和８年11月17日

鳥取県警察本部長　梅田　直嗣

聴聞の期日及び場所

令和８年12月８日　午前10時00分から
鳥取県鳥取市吉方温泉二丁目501番地１　鳥取県警察本部運転免許課